

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 関連公益法人の場合、再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------|---|---------------|--|--|------|------------|-----|--------------------|----|
| 郵便料金 | 契約職 副理事長 佐藤具揮 (埼玉県さいたま市中央区新都心) | (平成30年度の使用料) | 日本郵政(株) (東京都千代田区霞が関) | 書類の発送については、機構にとって最も有利な商品を選択している。また、郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能なる事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 2,115,543 | - | - | |
| 電話料 | 契約職 副理事長 佐藤具揮 (埼玉県さいたま市中央区) | (平成30年度の使用料) | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,094,632 | - | - | |
| 携帯電話料 | 契約職 副理事長 佐藤具揮 (埼玉県さいたま市中央区) | (平成30年度の使用料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 4,039,792 | - | - | |
| 携帯電話料 | 契約職 副理事長 佐藤具揮 (埼玉県さいたま市中央区) | (平成30年度の使用料) | ソフトバンク(株) (東京都港区東新橋) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 2,191,678 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井 力 (埼玉県さいたま市桜区大字神田) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (埼玉県さいたま市中央区本町西) | 通信設備等に対し、安全的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 14,714,611 | - | - | |
| 水道料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井 力 (埼玉県さいたま市桜区大字神田) | (平成30年度の使用料) | さいたま市水道局南部水道営業所 (埼玉県さいたま市浦和区常盤) | 水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,488,840 | - | - | |
| 施工監理職員アクアネット使用料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井 力 (埼玉県さいたま市桜区大字神田) | (平成30年度の使用料) | ソフトバンク(株) (東京都港区東新橋) | 使用料については、各々の使用実態に即したもので機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 2,117,988 | - | - | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井力 (埼玉県さいたま市桜区) | (平成30年度の賃貸借料) | (株)クリエート川上 (大阪府茨木市竹橋町) | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 2,201,188 | - | - | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井力 (埼玉県さいたま市桜区) | (平成30年度の賃貸借料) | ㈱ハウスメイトパートナーズ (埼玉県さいたま市中央区鈴谷) | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,116,000 | - | - | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井力 (埼玉県さいたま市桜区) | (平成30年度の賃貸借料) | 個人 | 入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,080,000 | - | - | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-------------------|---------------------------------|--|---|-----------|---|---|--|--|
| 宿舍借上料 | 分任契約職 総合技術センター所長 桜井力 (埼玉県さいたま市桜区) | (平成30年度の賃貸 借料) | (株)ナウ (大阪府茨木市双葉町) | 入居中宿舍の継続であり、本契約者 以外との契約はできない。(物品等の 調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号) | - | 1,113,200 | - | - | | |
| 電気料 | 分任契約職 下久保ダム管理所長 木戸 研太郎 (埼玉県児玉郡神川町) | (平成30年度の使用 料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (群馬県高崎市宮元町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続 的に電力供給を受ける必要があるた め。(物品等の調達に関する契約事 務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,441,086 | - | - | | |
| 沼田総合管理所外エレベータ点検業務 | 分任契約職 沼田総合管理所長 杉尾 俊治 (群馬県沼田市上原町) | 平成31年3月26日 | 東芝エレベータ(株) (埼玉県さいたま市大宮区桜木町) | 業務遂行上の条件を満たす当該業者 を契約の予定者とし、当該業者以外 の者で本業務に必要な条件を満たし 参加意思のある者の有無を確認する ため公募を実施したところ参加の応募 者はいなかったため(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第 2項第一号)。 | - | 4,028,400 | - | - | | |
| 矢木沢ダム堤内エレベータ外点検業務 | 分任契約職 沼田総合管理所長 杉尾 俊治 (群馬県沼田市上原町) | 平成31年3月29日 | (株)日立ビルシステム (東京都千代田区神田淡路町) | 業務遂行上の条件を満たす当該業者 を契約の予定者とし、当該業者以外 の者で本業務に必要な条件を満たし 参加意思のある者の有無を確認する ため公募を実施したところ参加の応募 者はいなかったため(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条第 2項第一号)。 | - | 9,897,660 | - | - | | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 千葉県水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の使用 料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有利な 商品を選択し、契約している(物品等 の調達に関する契約事務処理要領第 4条第2項第一号)。 | - | 2,296,315 | - | - | | |
| 専用回線使用料 | 分任契約職 千葉県水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の使用 料) | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿) | 専用回線料については、各々の使用 実態に即した機構にとって最も有利な 商品を選択し、契約している(物品等 の調達に関する契約事務処理要領第 4条第2項第一号)。 | - | 8,721,855 | - | - | | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 千葉県水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の賃貸 借料) | 大平建設(株) (千葉県大網白里市駒込) | 宿舍借上については、その都度利便 性、経済性を考慮し、物件調査を行っ た上で機構に最も有利な物件を契約 している(物品等の調達に関する契約 事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,356,000 | - | - | | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 千葉県水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の賃貸 借料) | 富士興地所(株) (千葉県八千代市勝田台北) | 宿舍借上については、その都度利便 性、経済性を考慮し、物件調査を行っ た上で機構に最も有利な物件を契約 している(物品等の調達に関する契約 事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,020,000 | - | - | | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 千葉県水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の賃貸 借料) | 個人 | 宿舍借上については、その都度利便 性、経済性を考慮し、物件調査を行っ た上で機構に最も有利な物件を契約 している(物品等の調達に関する契約 事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,134,000 | - | - | | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 千葉県水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の賃貸 借料) | 個人 | 宿舍借上については、その都度利便 性、経済性を考慮し、物件調査を行っ た上で機構に最も有利な物件を契約 している(物品等の調達に関する契約 事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,044,000 | - | - | | |

| | | | | | | | | |
|---------|--|--------------|--|--|---|-------------|---|---|
| 有料道路通行料 | 分任契約職 千葉用水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の使用料) | (株)クレディセゾン (東京都豊島区東池袋) | 同一使用区間における高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,403,040 | - | - |
| 電気料 | 分任契約職 千葉用水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (東京都中央区銀座) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 880,250,565 | - | - |
| 電話料 | 分任契約職 千葉用水総合管理所長 岩本逸郎 (千葉県八千代市村上) | (平成30年度の使用料) | ソフトバンク(株) (東京都港区東新橋) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,308,963 | - | - |
| 電気料 | 分任契約職 利根導水総合事業所長 笠井泰孝 (埼玉県行田市大字須加) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) E & G事業本部 北関東本部 埼玉支店 (埼玉県さいたま市南区別所) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 71,842,026 | - | - |
| 電話料 | 分任契約職 利根導水総合事業所長 笠井泰孝 (埼玉県行田市大字須加) | (平成30年度の使用料) | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,756,092 | - | - |
| 携帯電話料 | 分任契約職 利根導水総合事業所長 笠井泰孝 (埼玉県行田市大字須加) | (平成30年度の使用料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 2,541,705 | - | - |
| 電気料 | 分任契約職 思川開発建設所 高橋武彦 (栃木県鹿沼市口栗野) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (東京都千代田区内幸町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 3,449,764 | - | - |
| 専用回線使用料 | 分任契約職 思川開発建設所 高橋武彦 (栃木県鹿沼市口栗野) | (平成30年度の使用料) | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿) | 専用回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,432,022 | - | - |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 思川開発建設所 高橋武彦 (栃木県鹿沼市口栗野) | 平成31年3月25日 | (有)ならぶ | 宿舍貸上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 2,868,800 | - | - |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 思川開発建設所 高橋武彦 (栃木県鹿沼市口栗野) | 平成31年3月25日 | 大東建託パートナーズ(株) | 宿舍貸上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,475,300 | - | - |
| 電話料 | 分任契約職 利根下流総合管理所長 谷剛 (茨城県稲敷市上之島) | (平成30年度の使用料) | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,547,318 | - | - |

| | | | | | | | | | |
|------------------|---------------------------------------|--------------|-------------------------------------|---|---|-------------|---|---|--|
| 電気料 | 分任契約職 利根下流総合管理所長 谷剛 (茨城県稲敷市上之島) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (東京都千代田区内幸町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 14,720,994 | - | - | |
| 水道料 | 分任契約職 利根下流総合管理所長 谷剛 (茨城県稲敷市上之島) | (平成30年度の使用料) | 行方市長 (茨城県行方市麻生) | 水の供給又は提供を受けるものであり、競争を許さない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,189,692 | - | - | |
| 草木ダム堤内エレベータ点検業務 | 分任契約職 草木ダム管理所長 大村朋広 (群馬県みどり市東町座間) | 平成31年3月14日 | (株)日立ビルシステム (東京都千代田区神田淡路町) | 業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外のもので本業務に必要な条件を満たし参加意思のある者の有無を確認するため公募を実施したところ参加の応募者はいなかったため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 3,560,760 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 草木ダム管理所長 大村朋広 (群馬県みどり市東町座間) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (東京都港区東新橋) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 10,120,287 | - | - | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 草木ダム管理所長 大村朋広 (群馬県みどり市東町座間) | (平成30年度の使用料) | (株)リアルエステート群馬 (群馬県桐生市相老町) | 賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 2,244,000 | - | - | |
| 荒川ダム総管施設監視連絡等業務 | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 門田光司 (埼玉県秩父市荒川久那) | 平成31年3月5日 | (株)アクアテラス (群馬県高崎市本町) | 一般競争入札～不落随契に移行 | - | 54,540,000 | - | - | |
| 浦山ダム堤内エレベータ外点検業務 | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 門田光司 (埼玉県秩父市荒川久那) | 平成31年3月29日 | 三菱電機ビルテクノサービス(株) (埼玉県さいたま市大宮区仲町) | 業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外のもので本業務に必要な条件を満たし参加意思のある者の有無を確認するため公募を実施したところ参加の応募者はいなかったため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 9,477,000 | - | - | |
| 滝沢ダム堤内エレベータ点検業務 | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 門田光司 (埼玉県秩父市荒川久那) | 平成31年3月29日 | 日本オーチス・エレベータ(株) (埼玉県さいたま市大宮区桜木町) | 業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外のもので本業務に必要な条件を満たし参加意思のある者の有無を確認するため公募を実施したところ参加の応募者はいなかったため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 3,888,000 | - | - | |
| 荒川総管堤内階段昇降機外点検業務 | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 門田光司 (埼玉県秩父市荒川久那) | 平成31年3月25日 | (株)嘉徳製作所 (福岡県飯塚市大分) | 業務遂行上の条件を満たす当該業者を契約の予定者とし、当該業者以外のもので本業務に必要な条件を満たし参加意思のある者の有無を確認するため公募を実施したところ参加の応募者はいなかったため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 20,736,000 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 群馬用水管理所長 笹繁生 (群馬県前橋市古市町) | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (東京都千代田区内幸町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 108,888,536 | - | - | |

| | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------------------------|--------------|----------------------------------|--|---|-------------|---|---|--|--|
| 電話料 | 分任契約職 群馬用水管理所長 笹繁生 (群馬県前橋市古市町) | (平成30年度の使用料) | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿) | 電話料については、個々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,145,661 | - | - | | |
| 電気料 | 分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 飯田直宏 | (平成30年度の使用料) | 東京電力エナジーパートナー(株) (東京都東村山市美住町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 357,436,613 | - | - | | |
| 専用回線使用料 | 分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 飯田直宏 | (平成30年度の使用料) | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿) | 専用回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 5,094,820 | - | - | | |
| 有料道路通行料 | 分任契約職 中部支社長 渡辺博之 (愛知県名古屋市中区三の丸) | (平成30年度の使用料) | (株)クレディセゾン (東京都豊島区東池袋) | 同一使用区間における高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,324,620 | - | - | | |
| 電気料 | 分任契約職 中部支社長 渡辺博之 (愛知県名古屋市中区三の丸) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市中区) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,592,844 | - | - | | |
| 専用回線使用料 | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 小酒井徹 (愛知県豊橋市今橋町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (愛知県名古屋市中区) | 通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 14,962,678 | - | - | | |
| 電話料 | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 小酒井徹 (愛知県豊橋市今橋町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (愛知県名古屋市中区) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,420,168 | - | - | | |
| 電気料 | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 小酒井徹 (愛知県豊橋市今橋町) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市中区) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 33,885,867 | - | - | | |
| 電気料 | 分任契約職 愛知用水総合管理所長 安藤 昌文 (愛知県愛知郡東郷町) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市中区東新町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 64,438,875 | - | - | | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 愛知用水総合管理所長 安藤 昌文 (愛知県愛知郡東郷町) | (平成30年度の使用料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,545,644 | - | - | | |
| 電話料 | 分任契約職 愛知用水総合管理所長 安藤 昌文 (愛知県愛知郡東郷町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,034,677 | - | - | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------|--------------------------------|--|---|-------------|---|---|------|
| 携帯電話料 | 分任契約職 木曾川用水総合管理所長 村上喜昭 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東) | (平成30年度の使用料) | ソフトバンク(株) (東京都港区東新橋) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,025,869 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 木曾川用水総合管理所長 村上喜昭 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市東区東新町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 637,890,485 | - | - | |
| 専用回線使用料 | 分任契約職 木曾川用水総合管理所長 村上喜昭 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (愛知県名古屋市中区新栄町) | 専用回線料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,366,128 | - | - | |
| 電話料 | 分任契約職 長良川河口堰管理所長 武田浩一 (三重県桑名市長島町十日外面) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株)三重支店 (三重県津市桜橋) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,031,927 | - | - | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 長良川河口堰管理所長 武田浩一 (三重県桑名市長島町十日外面) | (平成30年度の使用料) | 株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,077,015 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 長良川河口堰管理所長 武田浩一 (三重県桑名市長島町十日外面) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市東区東新町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 27,417,644 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 阿木川ダム管理所長 稲木敏之 (岐阜県恵那市東野) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市東区東桜) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 4,740,406 | - | - | |
| 地震計データ送信等回線利用料 | 分任契約職 徳山ダム管理所長 竹内英二 (岐阜県揖斐郡揖斐川町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,486,752 | - | - | |
| 徳山ダム管理所ゴミ収集運搬及び処分 | 分任契約職 徳山ダム管理所長 竹内英二 (岐阜県揖斐郡揖斐川町) | (平成30年度の使用料) | 西美濃環境(株) (岐阜県各務ヶ原市蘇原島崎町) | 事務所所在地における事業一般廃棄物の収集運搬を実施する許可業者が1社しかなく、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,095,120 | - | - | 単価契約 |
| 携帯電話料 | 分任契約職 徳山ダム管理所長 竹内英二 (岐阜県揖斐郡揖斐川町) | (平成30年度の使用料) | 株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,196,946 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 三重用水管理所 落井康裕 (三重県三重郡菟野町菟野) | (平成30年度の使用料) | 中部電力(株) (愛知県名古屋市東区東新町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 5,869,783 | - | - | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|--------------------------------------|--------------|---------------------------------|--|---|------------|---|---|--|
| 電気料 | 分任契約職 関西・吉野川支社長 片山光也 (大阪府大阪市中央区) | (平成30年度の使用料) | 関西電力(株) (大阪府大阪市北区) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 40,635,564 | - | - | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 川上ダム建設所長 北牧正之 (三重県伊賀市阿保) | (平成30年度の使用料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,001,722 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 日吉ダム管理所長 今井敬三 (京都府南丹市日吉町) | (平成30年度の使用料) | 関西電力(株) (大阪市北区中之島) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する事務処理要領台4条第2項第一号)。 | - | 9,277,021 | - | - | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 吉野川本部長 高橋陽一 (香川県高松市天神前) | 平成31年3月28日 | (株)穴吹ハウジングサービス (香川県高松市紺屋町) | 借上宿舍については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,531,311 | - | - | |
| 電話料 | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 宮川省三 (滋賀県大津市堅田) | (平成30年度の使用料) | ソフトバンク(株) (東京都港区東新橋) | 電話料については、使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,035,408 | - | - | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 宮川省三 (滋賀県大津市堅田) | (平成30年度の使用料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 1,296,533 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 宮川省三 (滋賀県大津市堅田) | (平成30年度の使用料) | 関西電力(株) (大阪府大阪市北区) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 28,398,939 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 池田総合管理所長 木下昌樹 (徳島県三好市池田町) | (平成30年度の使用料) | 四国電力(株) (香川県高松市大手町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電気供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 31,072,470 | - | - | |
| 電話料 | 分任契約職 池田総合管理所長 木下昌樹 (徳島県三好市池田町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (徳島県徳島市外) | 電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 6,699,118 | - | - | |
| 専用電話回線使用料 | 分任契約職 池田総合管理所長 木下昌樹 (徳島県三好市池田町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (徳島県徳島市外) | 専用回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 2,893,545 | - | - | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 池田総合管理所長 木下昌樹 (徳島県三好市池田町) | (平成30年度の使用料) | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 携帯電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,067,668 | - | - | |

| | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------------------|---------------|---------------------------|--|---|-------------|---|---|--|
| 宿舍借上料 | 分任契約職 池田総合管理所長 木下昌樹 (徳島県三好市池田町) | (平成30年度の賃貸借料) | 大和リビング(株) (東京都江東区有明) | 宿舍借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している。(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 3,031,840 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 香川用水管理所長 舟橋弘師 (香川県琴平町) | (平成30年度の使用料) | 四国電力(株) (香川県丸亀市大手町) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号) | - | 8,102,370 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 筑後川局長 元永秀 (福岡県久留米市東町) | (平成30年度の使用料) | 九州電力(株) (福岡県福岡市中央区渡辺通) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 565,289,257 | - | - | |
| 有料道路通行料 | 分任契約職 筑後川局長 元永秀 (福岡県久留米市東町) | (平成30年度の使用料) | (株)クレディセゾン (東京都豊島区東池袋) | 同一使用区間における高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,316,770 | - | - | |
| 電話料 | 分任契約職 筑後川局長 元永秀 (福岡県久留米市東町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区) | 各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 2,182,609 | - | - | |
| 専用回線使用料 | 分任契約職 筑後川局長 元永秀 (福岡県久留米市東町) | (平成30年度の使用料) | 西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区) | 各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 1,876,800 | - | - | |
| 通信回線利用料 | 分任契約職 筑後川局長 元永秀 (福岡県久留米市東町) | (平成30年度の使用料) | NTTファイナンス(株) (東京都港区芝浦) | 各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 2,302,729 | - | - | |
| 携帯電話料 | 分任契約職 筑後川局長 元永秀 (福岡県久留米市東町) | (平成30年度の使用料) | (株)NTTドコモ (東京都千代田区永田町) | 各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 2,281,371 | - | - | |
| 宿舍借上料 | 分任契約職 両筑平野用水管理所長 島田晃成 (福岡県朝倉市江川) | (平成30年度の賃貸借料) | 大和リビング(株) (東京都千代田区飯田橋) | 入居中宿舍の継続契約であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 913,532 | - | - | |
| 電気料 | 分任契約職 両筑平野用水管理所長 島田晃成 (福岡県朝倉市江川) | (平成30年度の使用料) | 九州電力(株) (福岡県福岡市中央区) | 通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)。 | - | 10,175,560 | - | - | |